

資料4

(第三次滋賀県環境総合計画 別冊)

淡海のくらし ～環境への心づかい～

[環境への配慮のための指針]

(素案)

平成21年3月

滋 賀 県

淡海の暮らし ～環境への心づかい～

5 目的

この「淡海の暮らし」は、県民や事業者のみなさんが、環境にできるだけ負荷を与えない行動を自ら考え、選択するための指針（ガイドライン）です。日常生活や事業活動の様々な場面において何か行動を起こそうとするとき、法律や条例を守ることに加え、どんなことをすればよいか、具体的な取組を示しています。

10

構成

この指針は、日常生活、事業活動、開発行為の3つの場面ごとの指針で構成しています。

日常生活での環境への心づかい
事業活動での環境への心づかい
開発行為での環境への心づかい

15

位置づけ

この指針は、滋賀県環境基本条例に基づく環境総合計画において定めることを規定している環境配慮のための具体的指針です。

20

同条例には、県民、事業者が環境への負荷を低減する役割を積極的に果たしていくことが規定されており、そのために、この指針が効果的に活用されることを期待するものです。

指針の活用

25

この指針は、県民、事業者、行政機関等が日常の生活や事業活動の様々な場面で直接利用するほか、広報誌等による環境啓発あるいは環境啓発冊子の作成などの参考とされることで、環境への心づかいが広く普及することを目指しています。

なお、「日常生活編」については、本指針の内容に具体的事例などを加えてわかりやすく補足拡充した普及版を作成するなど、より県民のみなさんが家庭等で活用しやすいよう努めます。

30

指針の見直し

また、この指針は、地球環境問題や琵琶湖環境などに関する最新の科学的知見や施策の方針などを反映して、適宜見直しを行います。

第1節 日常生活での環境への心づかい

台所では

生ごみの量を減らす。

- 5 ・ 食べ残しをせず、調理くずなどの生ごみの量を減らす。
- ・ 生ごみはできる限りコンポスト化し、肥料として活用する。
- 調理機器を上手にかしこく利用する。
- ・ 冷蔵庫は、詰め込み過ぎない、扉の開閉を少なくする、開けている時間を短くするなど効率的な利用をする。
- 10 ・ 調理の下ごしらえに電子レンジを活用する、熱効率を考えてガスレンジを利用するなど、調理機器を効率的に使用する。
- ・ 食器洗いのお湯の温度設定はできるだけ低くするようにし、流しっぱなしにしない。また、食器洗い乾燥機を使う場合は、まとめて洗い、温度調節をこまめにする。
- 水を汚さないようにする。
- 15 ・ 食器の汚れは古布や古紙、ゴムへらなどで落としてから洗う。
- ・ レモンや酢、重曹などを活用し、洗剤を使わない工夫をする。
- ・ 目の細かいストレーナーや水切り袋で細かいごみも取り除く。
- ・ 食用油はできるだけ使い切り、残ったものは有効に利用し、流さない。
- ・ 米のとぎ汁、牛乳パックの洗い水などは植木にまく。

20

買い物では

ごみが出ない買い物の仕方をする。

- ・ マイバッグや買い物かごなどを持参する。
- ・ ムダな包装は断る。
- 25 ・ 再利用できる容器に入った商品、詰め替え商品を選ぶ。
- ・ 食品はできるだけバラ売りや量り売り商品を購入する。
- ムダのない買い物をする。
- ・ メモをして買い物に出かけ、必要以上に買わない。
- ・ レンタル用品を利用する。
- 30 環境にやさしい商品を選択する。
- ・ エコマーク、グリーンマークなど、環境ラベル のついた製品を選択する。
- ・ フロン、代替フロンを使っていない製品を選ぶようにする。
- ・ 省エネラベリング制度 を活用し、省エネルギータイプの電気・ガス機器などを選ぶようにする。
- 35 ・ 環境こだわり農産物や地元で取れた食材、旬の食材を選ぶ。

- ・自動販売機からの購入は自粛する。
- ・飲用には水道水を利用したり、水筒を持ち歩くようにし、ペットボトル入り飲料などはできるだけ買い控えるようにする。

5 ごみでは

ごみを減らす。

- ・修理できるものは修理をして長く使う。
- ・不要になったものはフリーマーケットなどに出し、必要としている人に使ってもらう。
- ・ダイレクトメールの拒否、電子メールの活用、チラシの回覧などにより紙の使用を減らす。

10

- ・リターナブル容器を使用する。

廃棄をする場合の再生利用を進める。

- ・分別収集の徹底により資源として再生利用する。
- ・冷蔵庫や洗濯機、テレビ、エアコンの買い換えをするときは、家電リサイクル法等により販売店に引き渡す。

15

- ・ポイ捨てをしない。

風呂、洗面、トイレでは

風呂、洗面では

20

- ・水（湯）を入れすぎたり、流しっぱなしにしない。
- ・間隔をおかずに続けて入浴するようにし、追い炊きをしないようにする。
- ・シャンプー、リンスなどはできるだけ使用量を少なくする。
- ・洗面でお湯を使わず水で洗うようにする。

トイレでは

25

- ・温水洗浄便座は設定温度を低くし、使用しないときはふたを閉める、もしくは保温をしない。
- ・再生紙利用トイレットペーパーを使用する。
- ・消音のための水を流さない。

30

洗濯では

- ・洗剤の使用量をできるだけ少なくする。
- ・風呂の残り湯の利用、まとめ洗いなどにより節水する。
- ・衣類乾燥機は天気の良い日には使わず、洗濯物は天日乾燥させる。

家屋（居間など）では

機器を適切に使う。

- ・冷暖房温度を適正に調節する（冷房 28℃、暖房 20℃ を目安）。
 - ・着るもので調節して暖房を控える。
- 5
- ・照明は、省エネ型の蛍光灯や LED 照明を使用し、こまめに消灯する。
 - ・テレビは必要な番組を選び、つけっぱなしにしない。
 - ・機器の特性にあわせてプラグを抜いたり、省エネモードへ切り替えるなど、待機時消費電力を少なくする。

10 住宅の省エネルギーや自然エネルギーの利用

- ・多層ガラス、窓用断熱シートや厚手のカーテンなどを活用し、断熱性を高める。
- ・自然エネルギーを有効に利用する（自然風、太陽熱、ソーラーパネルなど）。
- ・庭やベランダなどを緑化する。
- ・木造住宅を建築する場合は、県産木材を積極的に利用する。

15

雨水の利用

- ・雨水をためて、散水などに利用する。

移動（自動車）では

20 環境にやさしい移動方法を選ぶ。

- ・自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用する。
- ・近くの移動では、自転車利用や徒歩にする。

自動車を使用するとき

- ・エコドライブ（アイドリングストップ、経済速度での走行、ふんわりスタートなど）
- 25
- を励行する。
 - ・ムダな荷物は積まない。
 - ・集合住宅でのカーシェアリングの検討や乗り合いを進める。
 - ・ハイブリットカーや電気自動車などの低公害車を選択する。

30 レジャーでは

- ・公共交通機関を利用する。
- ・ごみを持ち帰る。
- ・環境への負担が少ない方法で楽しむ。

35 庭や家庭菜園などでは

- ・雑草は早期に抜き取ることにより、除草剤をなるべく使用しないようにする。

- ・化学合成農薬や化学肥料は適正に使用する。

琵琶湖との関わりでは

琵琶湖を楽しむ。

- ・琵琶湖の恵みを生かした湖魚料理を味わう。
- 5
- ・琵琶湖や川に出かけ、憩い、水に触れたり、遊んだりする機会を増やす。
 - ・「琵琶湖ルール（プレジャーボートの航行規制、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、ブルーギル・ブラックバスなど外来魚のリリース禁止など）」を守る。
- 琵琶湖や川に関わるボランティアや環境保全活動へ積極的に参加する。
- ・ヨシの植栽活動
- 10
- ・外来植物除去活動
 - ・水田へ魚を遡上させる魚道の整備活動

環境保全活動への参加では

地域や NPO などの主催する環境保全活動へ積極的に自らが参加するとともに、実践活動の輪が広がるよう呼びかける。

- 15
- ・環境講座などの環境学習
 - ・清掃活動などの地域環境保全活動
 - ・みどりづくりや森林の保全活動
 - ・里中河川など身近な自然を大切にする活動
- 20
- 「みるエコおうみ」プログラムの削減チャレンジに参加し、主体的に CO₂ の削減に取り組む。

25

30

35

第2節 事業活動での環境への心づかい

全ての事業活動に共通する環境への心づかい

環境への心づかいを進めるためのしくみづくり

- 5 ISO14001 や エコアクション 21 等、環境マネジメントシステムを導入し、組織的・体系的な環境への心づかいを進めるほか、環境会計の導入を図る。
環境保全に関する取組を「環境報告書」や「CSR 報告書」等に取りまとめ、地域住民や県民へ公開、提供する。
環境に配慮した製品の生産、流通および購入（グリーン購入）を進める。
- 10 環境保全への投資の拡充、技術開発、環境保全事業活動への取組を進める。
環境関連技術における国際協力等を進めるなど、海外での事業活動に際して環境への配慮をする。
事業所の景観に配慮し、周辺環境との調和や敷地内の緑化を図る。
駐車場等は土壌や草地の保全に配慮し、非舗装化あるいは透水性舗装を進め、雨水の
- 15 浸透を図る。

環境への心づかいを進めるための人育ち・人育て

- 環境教育、環境学習を実施し、環境に対する社員の自覚や意識を高めるとともに、社員が行う環境保全活動を支援する。
- 20 経営層自らも環境への意識を高め、環境保全活動を推進するための体制整備を行う。
地域との情報交換や交流に努め、「びわ湖の日」の行事、緑化活動やまちづくり活動への参加、環境学習会の実施支援など、地域と連携、協働して環境保全の取組を進める。

25 地球温暖化防止への心づかい

- エネルギーの高効率利用や新エネルギーの活用に努める。
ビルや工場等の新築や改築時に省エネ性能の向上に努める。
BEMS（ビルディングエナジーマネジメントシステム）、ESCOを積極的に導入する。
- 30 夜間電力を利用した蓄熱システム等により電力負荷の平準化を図る。
各種機器、照明等の設備更新にあたっては、エネルギー効率が高い機器を選択する。
カーボンフットプリント制度を積極的に取り入れ、消費者に対して環境負荷の少ない商品を選択するための情報を提供するとともに、環境に配慮した製品開発を促進する。
ハイブリッドカー・電気自動車・天然ガス車等、低公害車の積極的な導入を図るとともに、エコドライブに努める。
- 35

過度の自動車利用を抑制し、公共交通機関の利用や、自転車や徒歩での移動を励行する。

情報通信を利用し、交通機関による移動量を低減する。

グリーン IT (IT 機器・システムの省エネや、IT の活用による社会の省エネ) を推進する。

5

代替フロン類を使用しない技術の開発等により、使用量の削減に努める。

木材・農産物などの地産地消を推進する。

省資源への心づかい

10

製品の原料調達、生産、輸送、消費、廃棄等の各段階における環境負荷を低減する。

施設での雨水利用、中水道システムの導入等、効率的な水利用に努め、節水を図る。

生ごみ等の堆肥化とその利用や、古紙や包装容器のリサイクルに努めるなど、事業所で発生する廃棄物の 3 R (発生抑制、再使用、再生利用) を進める。

下水汚泥溶融スラグやその二次製品の利用に努める。

15

環境に関するリスク管理

環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、日頃から緊急事態が発生した場合の対応方法を明確にしておく。

事業所からの排水、排ガスの浄化には、最適な技術を積極的に導入し適正な処理に努める。

20

各種の化学物質を適正に管理するとともに、環境中への排出量の削減を図る。

新規の化学物質を使用するときは、そのリスク評価に努める。

25

事業活動別の環境への心づかい

農林水産業

直売所や県内市場等と協力・連携し、地産地消を進める。

(農業)

環境こだわり農業の実践に努める

30

・化学合成農薬や化学肥料の使用量をできるだけ少なくするとともに、適正な使用に努める。

・用水の節減を図り、代かき、田植期における濁水の発生を抑え、強制落水や畦畔・水路溝畔からの漏水防止等に努める。

家畜ふん尿等の有機性資源の循環利用を図るとともに、悪臭の発生を防ぐための施設管理に努める。

35

農業集落排水処理施設で発生した汚泥と家庭からの生ごみをコンポスト化し、農地に

還元することで、有機性資源の循環に努める。

農業用の使用済みプラスチックの回収を進めるとともに、リサイクルを図る。

(林業)

5 間伐を中心とした森林整備を推進し、生物多様性や水源かん養等、多面的な機能が発揮される森林づくりを進める。

林道等生産基盤の整備については、自然環境の保全や景観へ十分配慮する。

森林病虫害防除のための農薬については、森林および周辺地域の生態系への影響を考慮して使用し、その低減を図る。

10 木材の伐採、搬出にあたっては、林地の保全や森林の更新等に配慮した施業に努める。県産木材や間伐材等を利用した製品等の普及に努める。

(水産業)

外来魚（ブラックバス、ブルーギル）の駆除を行い、生態系の回復に努める。

ごみ清掃等を通じて漁場環境の保全に努める。

15 在来魚貝類の種苗放流や産卵繁殖場の保全、さらには資源管理等による水産資源の維持回復を図る。

養殖池では残餌が出ないように適切な給餌を行い、排水による環境水への水質汚濁防止に努める。

鉱業

20 採取作業や跡地の埋め戻しにおいては、良質土による埋め戻しや緑化等を行うなど、水質汚濁、土壌・地下水汚染の発生や地下水のかん養機能の低下を起こさないように十分な対策を図る。

原料採取後は早期に緑化や原状復帰を行うとともに、現地表土の利用に努める。

25 低騒音・低振動型機械の導入等により、騒音・振動・粉塵・排気ガス等の公害防止対策を図る。特に発破等の作業においては、作業時間帯の適正な設定により、周辺に悪影響を与えないように努める。

製造業

30 ライフサイクルアセスメントを実施し、製品の原料調達、製造から消費、廃棄等の各段階における環境負荷を低減する。

省資源、長寿命化、また廃棄時を考慮した素材利用など環境に配慮した製品設計を進める。

製品の廃棄時における自主回収、再生ルートの整備に努める。

35 原材料・製品等の輸送は、鉄道や海運等、より環境負荷の少ない交通手段の利用に努める。

PRTR 法等の規制対象物質の使用削減および環境中への排出削減に努め、水質汚濁・

大気汚染・悪臭等の公害を防止する。

化学物質の取扱いについては、責任者を配置し、総合的な安全管理を推進する。

製品に、その構成成分や適正なりサイクル・廃棄方法を明示するよう努める。

過剰な地下水の汲み上げを避ける等、地下水利用の抑制に努める。

5

建設業

工事による濁水、騒音・振動・粉塵・排気ガス等については、周辺に悪影響を与えないような対策を図る。

10 下水汚泥溶融スラグ入りコンクリート二次製品をはじめとする再生品や再利用可能な建設資材等の使用に努める。木材については県産木材の利用に努める。

有害な化学物質を含む資材等は、使用しないように努める。

建設廃材や建設発生土等の建設副産物は、適正処理と減量化・有効活用に努める。

低騒音・低振動型建設機械や低燃費型建設機械の導入を図る。

15 運輸・交通業

ハイブリッドカー・電気自動車・天然ガス車等、低公害車の導入を促進する。

適正速度の遵守やアイドリングストップ等、エコドライブを励行する。

荷主と連携しながら、共同輸配送や帰り荷の確保等により輸送効率の向上を図る。

20 中長距離の輸送等については、鉄道の活用により、輸送時の環境負荷低減に努める。

梱包材等の資材は、再利用・再生利用できるものを使用する。

輸配送ルート of 適正な選択と、過積載の防止に努める。

比較的環境負荷の少ない鉄道・バス等公共交通機関の整備や利便性の向上に努める。

BDF（バイオディーゼル燃料）の使用を進める。

25 販売業（卸・小売業等）

環境配慮型商品やリサイクル製品の販売普及に努め、販売者自身のごみだけでなく、消費者がごみを作らない販売方法を心がける。

買い物袋の持参を促すとともに、過剰な包装を避ける。

30 製造業者・運送業者と連携し、梱包材の削減・再利用に努めるとともに、計画的な発送・輸送を行う。

食品トレイや牛乳パックなど、販売した製品の廃棄された容器は、可能な限り店頭回収を実施し資源化を行う。

チラシ・パンフレットの過剰な発行を控えるとともに、再生紙を利用する。

照明や空調の適正化、省エネ機器の導入等、店舗の省エネ化を図る。

35 自動販売機の過剰な設置を控えるとともに、設置する場合は省エネルギー型を選ぶ。

環境こだわり農産物をはじめとする県産農水産物を積極的に取り扱う。

商品に関する環境情報の表示等、消費者への情報提供を行う。

看板・広告塔の設置等は、周辺の景観と調和するよう十分配慮する。

動植物の輸入、販売にあたっては貴重な生物の保護と在来種の保護に留意する。

5 飲食・旅館業

調理くず、食品残さを減らす工夫をし、自家や共同での堆肥化等によりリサイクルに努める。

洗剤の使用量の適正化に努めるとともに、排水に調理くず等を流さない。

10 廃食油の回収を徹底するとともに、BDF（バイオディーゼル燃料）原料としての供給に努める。

環境こだわり農産物をはじめとする県産農水産物を積極的に取り扱う。

観光・レジャー関連業

15 環境に配慮しつつ、自然を活かし、ふれあえるような観光を促進し、施設整備に努める。

環境学習施設、身近な自然や生活文化を活用し、エコツアー等の新しい観光の展開に努める。

公共交通機関や自転車を利用した観光の促進を図り、輸送が必要な場合は低公害車を利用する。

20 再利用できる容器利用などの拡大を図り、観光客等に廃棄物の排出抑制を呼びかけることで、環境について考える機会になるよう努める。

観光パンフレット・ポスターについては、再生紙を利用する。

その他の業種（サービス業など）

25 上記の各業種別配慮を参照しつつ、環境保全への自主的、積極的な取組を進める。

グリーン購入を推進し、その使用拡大を図る。

省エネルギー機器や節水型の機器を導入する。

近くの階へは階段を利用し、エレベーターはできるだけ使用しない。

昼休みの消灯、使用しないOA機器等はこまめに消す。

30 室内の適切な温度設定により省エネルギーを図る。

夏はクールビズ、冬はウォームビズに努める。

在宅勤務、サテライトオフィス等により、自動車等を利用した移動量を低減する。

35

第3節 開発行為での環境への心づかい

全ての開発行為に共通する環境への心づかい

周辺地域への心づかい

- 5 周辺の地形、土地利用との整合に十分に配慮する。
地域の歴史的文化的遺産ならびに良好な景観の保全に配慮する。
水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、地球温暖化等の環境保全上の支障が生じないよう
工法も含め配慮を行う。
上下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合に努める。
- 10 事業に伴う地下水への影響に配慮し、非舗装あるいは透水性舗装により雨水の地下浸透を図るとともに、地域における水循環の保全に努める。

生態系への心づかい

- 15 自然度の高い地域、貴重な動植物の生息する地域および自然環境保全上重要な湖辺や
水源かん養等の重要な森林での事業は極力避けるよう努める。やむなく事業を実施す
る場合は、影響が最小となるよう配慮する。
良好な水辺地、樹林地など地域の自然環境の保全、健全な生態系の維持に努める。
適切な植樹、環境変化の緩和措置（ミティゲーション）、モニタリングなどにより、
地域にふさわしい動植物の生息環境の保全および創造に配慮する。
- 20 自然植生をできるだけ残すなど、身近な場所で自然とふれあえる場を確保する。
土地の改変を伴う事業にあたっては、表土の保全に努め、駐車場は土壌や草地の保全
に配慮し、非舗装化あるいは透水性舗装を進める。

省資源・省エネルギーへの心づかい

- 25 再生資源の利用とともに、建設廃棄物および建設発生土の減量化、再利用、再資源化
を推進する。
省エネルギー型設備や自然エネルギーなどの新エネルギーの利用等を開発計画に取り
入れることにより、省エネルギーおよびエネルギーの有効利用を図る。
下水汚泥溶融スラグ入りコンクリート二次製品など、下水汚泥溶融スラグの利用に努
める。
- 30 建築物には県産木材を積極的に利用する。

地域住民（環境コミュニケーション）への心づかい

- 35 情報交換により地域住民の要望を的確に把握し、地域住民の環境との関わりに配慮し
た開発計画とする。

事業の内容や環境への影響などの情報を適切に提供するとともに、環境への配慮事項を明確にする。

開発行為別の環境への心づかい

- 5 住宅系事業（住宅団地造成、市街地再開発等の面的開発）
市街地の無秩序な拡大を引き起こすことがないように十分な検討を行う。
計画人口等、事業規模の設定について、水質汚濁や廃棄物の著しい増加等を招かないよう十分な検討を行う。
工場に近接する場合、大気汚染、騒音・振動等の状況を調査し、居住環境として適切であることを確認するとともに、緩衝地帯の設置または緩衝性の確保に努める。
- 10 幹線道路や鉄道に近接する場合も、上記と同様の配慮を行う。
電波障害、日照障害等の著しい支障が生じないようにする。
公共交通機関の利用の便の確保等、自動車交通量の抑制に努める。
一定規模以上の開発においては、開発面積に対して3%以上の公園緑地の整備を図る。
- 15 建築物や看板・広告などの工作物は形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。

商業・業務系事業（商業施設の建設、流通業務団地造成等）

- 20 水質汚濁や大気汚染等により周辺地域の環境に影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。
自動車の通行による周辺地域の大气汚染、騒音・振動の増大を招かないよう対策に努める。
電波障害、光害等の著しい支障が生じないようにする。
公共交通機関の利用の便を確保するなど、自動車交通量の抑制に努める。
- 25 緑化を推進し、周辺環境との調和を図る。
建築物や看板、広告物などの工作物の形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。

工業系事業（工業団地造成、工場・事業場建設等）

- 30 水質汚濁や大気汚染等により周辺地域の環境に影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。
住宅地や学校等の地域住民の日常生活の場や公共施設に隣接した場所へ立地する際には、周辺への影響が最小限になるよう努める。
有害な化学物質による環境汚染が生じないように、その保管、使用、輸送等における適
- 35 正な管理、施設の整備を図る。
地下水を使用する場合は、地下水脈等の実態を十分調査するとともに、節水や再利用

を図り、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める。

工場団地で発生する産業廃棄物は、できるだけ団地内で処理・処分・リサイクルできるように計画するなど、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に努める。

緑化を推進し、周辺環境との調和を図る。

- 5 建築物の形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。

鉱業系事業（砂利採取業や採石業としての資源の採掘等）

周辺の動植物の生息・生育環境や自然環境に影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。

- 10 計画段階において、地下水への影響を考慮して立地を検討する。

鉱物等の採取により自然災害を助長させることがないように十分な調査を行う。

良質土での埋め戻しを行い、土壌汚染の防止を図る。

原料採取後の緑化や原状復帰を行う場合は、現地表土の利用に努める。

土砂等の運搬時における周辺の騒音、粉塵等による周辺環境への影響に配慮する

15

交通系事業（道路整備、鉄軌道整備）

動植物の生息・生育地や地下水脈など地域の環境を分断することのないよう十分な配慮をする。

- 20 路線の設定にあたっては、大気汚染、騒音、振動等により生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮する。

緑地帯や遮音壁等の環境施設帯を設置するなど、周辺環境への影響の緩和に努める。

高架構造の場合、電波障害、日照障害等の著しい支障が生じないようにする。

道路の緑化により、大気浄化、騒音防止、良好な景観の形成を図るとともに、緑地のネットワーク化に努める。

- 25 街路樹等について、樹種の選定等にあたり大気汚染浄化機能についても配慮する。

透水性舗装の採用や道路構造の検討により、地域における水循環の保全に努める。

舗装材、路盤材等への再生資源の利用を推進する。

鉄道輸送等との役割分担など効率的な物流体系の整備推進に努める。

高齢者や身体障害者等が安全で快適に利用できるように配慮する。

30

レクリエーション系事業

湖国の豊かな自然・歴史的遺産等を活かした施設整備等に配慮する。

集客人員など事業規模の設定について、水質汚濁、騒音、廃棄物の著しい増加等を招かないよう十分な検討を行う。

- 35 交通の円滑化に十分配慮し、交通渋滞やそれに伴う公害を発生させないように努める。

公共交通機関の利用の便の確保等、自動車交通量の抑制に努める。

建築物の形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。

公共建築物建設事業

「環境優先の理念」に基づき、環境へ最大限に配慮する。

- 5 事業計画・実施に際しては、住民の参加を求め、その意見を反映するよう努める。
事業規模の設定について、水質汚濁、廃棄物の著しい増加等を招かないよう十分な検討を行う。
電波障害、日照障害等の著しい支障が生じないようにする。
- 10 太陽光発電やコージェネレーション（熱電併給システム）等の新エネルギーの導入や
建設工法、管理方法、設備の省エネルギー化を図る。
蓄熱空調機器の導入など、電力負荷の平準化に努める。
高性能な断熱材の使用、多層ガラスの使用等による省エネルギー化を図る。
空調、照明灯の高度制御、自然採光、自然換気を規模や用途に応じて採用する。
中水道システムや雨水利用システム等、節水や水の循環利用が可能となるような設備
- 15 の導入に努める。
ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物を含有しない、あるいは含有を抑えた内装材
の使用に努める。
公共交通機関の利用の便の確保等、自動車交通量の抑制に努める。
施設配置にはできるだけゆとりを持たせ、地域における緑のネットワークの拠点とな
るよう緑化に努める。
- 20 建築物の形態、色彩について周辺景観との調和に努めるとともに、緑化を推進する。
建築物について県産木材を活用した木造・木質化を推進する。

25